

第 5412 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月 22日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 企業版ふるさと納税

Q：企業版ふるさと納税が始まるようですが、どのような制度なのですか？

A：次のような制度です。

【解説】

企業版ふるさと納税の概要は、次のとおりです。青色申告法人が、地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に支出した、地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金が対象になります。

- ①平成29年3月31日までに開始する事業年度寄附金の合計額の10%をその事業年度に係る事業税額から、5%をその事業年度に係る道府県民税法人税割額から、15%をその事業年度に係る市町村民税法人税割額からそれぞれ税額控除してくれます。ただし、控除税額はその期の事業税額の20%、道府県民税法人税割額の20%、市町村民税法人税割額の20%が上限になります。
- ②平成29年4月1日以後に開始する事業年度寄附金の合計額の10%をその事業年度に係る事業税額から、2.9%をその事業年度に係る道府県民税法人税割額から、17.1%をその事業年度に係る市町村民税法人税割額からそれぞれ税額控除してくれます。ただし、控除税額はその期の事業税額の15%、道府県民税法人税割額の20%、市町村民税法人税割額の20%が上限になります。

なお、①②において、法人税では、法人住民税から控除しきれなかった金額と寄附金の10%のいずれか少ない金額（法人税額の5%が限度）を法人税額から控除してくれます。

